

せいねんこうけんせいど 成年後見制度のご案内

せいねんこうけんせいど にんちしょうちてきょう
成年後見制度は、認知症、知的障がい、
せいしんじょう はんだんのうりょく ふじゅうぶん
精神障がいなどで判断能力が不十分
かたあんしんせいかつおく
な方が安心して生活が送れるように
ほんにんざいさんけんりほごせいかつ
ご本人の財産や権利を保護し生活を
しえんせいど
支援する制度です。

目次

| | |
|--------------|----|
| 不安・心配チェックリスト | 1 |
| 成年後見制度とは | 5 |
| 問合わせ・相談先のご案内 | 14 |



神戸市成年後見支援センター
社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会



こうべしせいねんこうけんしえん 神戸市成年後見支援センター

(神戸市社会福祉協議会内)

〒651-0086

神戸市中央区磯上通3丁目1-32

こうべ市民福祉交流センター4階

受付時間:月曜日から金曜日 9:00~17:00
(祝日および年末年始除く。)

電話 078-271-5321



FAX 078-200-5329

<https://www.with-kobe.or.jp/kouken/>

- JR・阪神・阪急・市営地下鉄西神山手線「三宮」駅下車 徒歩15分
- 市営地下鉄海岸線「三宮・花時計前」駅下車 徒歩7分
- ポートライナー「貿易センター」駅下車 徒歩5分
- 市バス⑦系統「市民福祉交流センター前」バス停下車すぐ

不安・心配 チェックリスト



本人の
心配・不安



何がご心配ですか？ まずは、チェック

銀行や保険の手続きが心配

銀行預金の引出し、通帳や印鑑の保管、保険の受け取りができない。または家賃や光熱費の支払いを忘れてしまうなど自分でするのが難しい。

福祉サービスや医療サービスの手続きが心配

将来、介護保険や病院での手続きがひとりでできるか不安がある。

頼れる親族がない、いても将来が不安

身内がいない、いても遠方で連絡をとっていない。
将来希望する生活ができるか不安がある。

お葬式の手配をする人がいない

いざという時、誰がお葬式の手配をしてくれるのか不安がある。

亡くなったあとの自宅の片付けをする人がいない

自宅の片付けを頼める人がいない。
どうしたらよいのか。

遺す財産の分け方を考えたい

財産を分けたい人がいる（または、分けたくない人がいる）。どうしたらいいか。

ひとつでも当てはまる
ぜひこのパンフレット
お読みください。



か？ リストで確認してみましょう

銀行や保険の手続きが心配

別居している親が、今はヘルパーを利用し生活しているが、お金の管理ができなくなってきた。

福祉サービスや医療サービスの手続きが心配

ヘルパー、デイサービスの利用手続きや入院手続きを、本人だけで決めるのは難しそうだ。

難しい金銭管理ができない

老人ホームに入所するときは、お金が要るので家を売る必要があるが、本人だけでは難しそうだ。
自宅の修繕ができない、または貸しているマンションや駐車場などの賃料の請求ができない。
配偶者、親兄弟が亡くなったときの相続の手続き（遺産分割や相続放棄など）を本人ができるか心配だ。

お金のトラブルがある、またはその恐れがある

自宅でひとり暮らしをしており、悪質な訪問販売にあったり、不要な契約をしてしまうのではないか、何かの保証人になってしまうのではないか、心配である。
身内や知人が預金を勝手に引出してお金の管理をしている。

頼れる親族がない、いても将来が不安

親が亡くなったり、病気になった場合、障がいのある子どもが安心して生活するためには、どうしたらよいか、悩んでいる。



家族や
支援者の
心配・不安

今は
大丈夫だが
将来が心配

からだ
体が
衰えてきた

今は
大丈夫だが
将来が心配

はんданのうりょく
判断能力が
低下してきた

今は大丈夫だが、
死後の対応を
決めておきたい

今は大丈夫だが、
死後の対応を
決めておきたい

今は判断する
能力があるが、
見守りが必要

からだ
体が
衰えてきた

はんданのうりょく
判断能力が
低下してきた

はんданのうりょく
判断能力が
低下してきた

な
亡くなったあと

な
亡くなったあと

見守り契約

→ 12 ページ

支援する人が本人
に面会や連絡をし、
任意後見を始める
時期を相談したり
判断してもらいま
す。

通常は、任意後見
契約と併用します。



財産管理 委任契約

→ 13 ページ

自分の財産管理や
その他の生活上の
事務について、代
理権を与える人を
選び、依頼する内
容を決めて委任し
ます。



任意後見制度

→ 9 ページ～

元気なうちに、将
来判断する能力が
十分でなくなった
場合に、自身に代
わって、財産管理・
身上保護を行う人
や支援内容を決め
ておきます。



法定後見制度

→ 6 ページ～

すでに判断する能
力が十分でない場
合に、自身に代わっ
て財産管理・身上
保護を行う人を決
めめるため、家庭裁判
所に申立てます。



死後事務 委任契約

→ 13 ページ

本人の死亡後に発
生する家の処分や
病院の精算、葬儀
などの事務を契約
により第三者に頼
むものです。



遺言

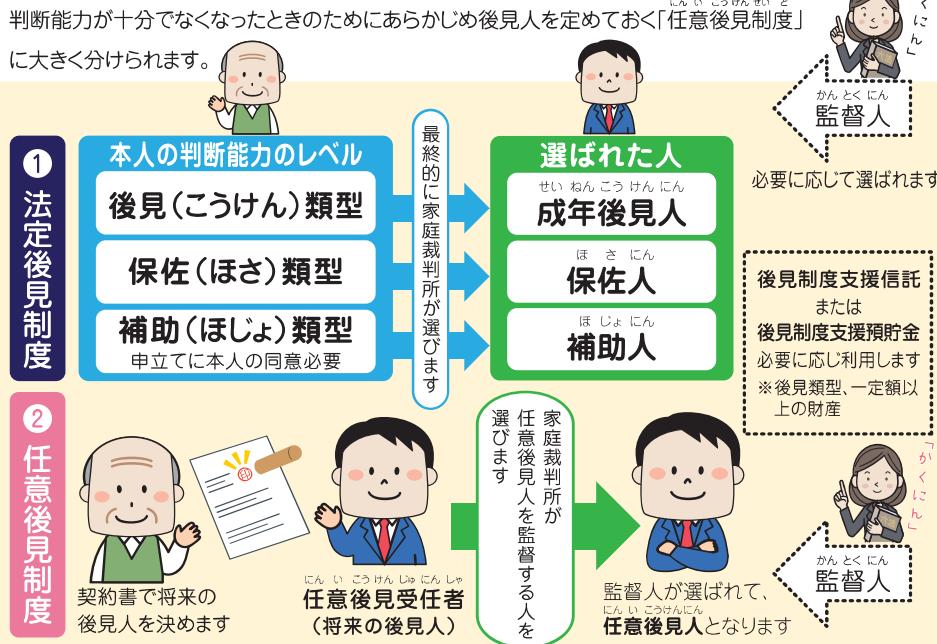
→ 13 ページ

主に、死亡後の法
律関係を定めるた
めの最終の意思表
示のことです。
ほとんどの場合は
文書（遺言書）を
作成します。



成年後見制度とは

すでに判断能力が十分でない場合に利用できる「法定後見制度」。



成年後見人の役割とは何ですか？

認知症、知的・精神障がいなどの理由により、判断能力が不十分な方々は、財産や金銭の管理、介護サービス・施設入所に関する契約などを自身でするのが難しい場合があります。

法的に権限を与えた成年後見人などは、その人らしい生活ができるよう心身の状態や生活状況を把握し、財産管理(ざいさんかんり)や身上保護(しんじょうほご)を本人に代わって行います。

成年後見人などは、家庭裁判所の監督を受け活動し、概ね年に一度家庭裁判所に財産や活動状況の報告をします。監督人がいる場合は、成年後見人などは監督人に報告し、監督人から家庭裁判所に報告をします。

身上保護とは？

生活・医療・介護に関する契約や手続きを行う事です。例えば、介護施設の入所契約などがあり、介護など直接お世話をすることではありません。

成年後見人に選ばれる人とは？

本人のためにどのような支援・保護が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が最も適任だと思われる人を選びます。

本人の親族や、弁護士・司法書士・社会福祉士といった専門家やNPO法人や社会福祉法人といった法人が選ばれることもあります。

法定後見制度

法定後見制度は3種類あり、どれに該当するかは、本人の判断能力に応じて決まります。

| | 後見(こうけん) | 保佐(ほさ) | 補助(ほじょ) |
|------------|---------------------------|---|--|
| 対象となる人 | 判断能力が欠けているのが通常の状態の人 | 判断能力が著しく不十分な人 | 判断能力が不十分な人 |
| 申立てができる人 | 本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など | | |
| | 必ず与えられる権限 | 原則としてすべての法律行為についての代理権、取消権(日常生活に関する行為を除く) | 特定の事項(借金、相続の放棄や承認、増改築など)についての同意権、取消権(日常生活に関する行為を除く) |
| 成年後見人などの権限 | 申立てにより与えられる権限 | 上記の事項以外についての同意権、取消権(日常生活に関する行為を除く) 特定の法律行為についての代理権 | 特定の事項(借金、相続の放棄・承認、増改築など)の一部についての同意権、取消権 特定の法律行為についての代理権 |

どのような手続きをすればいいのですか？

申立て

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に、申立書などの書類を提出します。
申立てに必要な書類や費用などについては、管轄の家庭裁判所に問い合わせるか、裁判所のウェブサイト(https://www.courts.go.jp/kobe/saiban/tetuzuki/seinen_kouken_riyou/index.html)などでご確認ください。

調査・鑑定・審理

家庭裁判所は、申立書類の確認や、本人・申立人に面接するなどして、調査や問い合わせを行います。本人の判断能力について鑑定が行われることもあります。

審判

家庭裁判所が成年後見人などを選任します。必要に応じ、成年後見人などを監督する監督人が選ばれることもあります。

告知・通知

本人、申立人および成年後見人などに選ばれた人に、審判の結果が通知されます。

成年後見登記

法務局に登記されます。戸籍には記載されません。

どのくらい費用がかかるのですか？

具体的な費用については、11ページをご覧ください。

後見人になってほしい人がいる場合はどうしたらいよいですか？

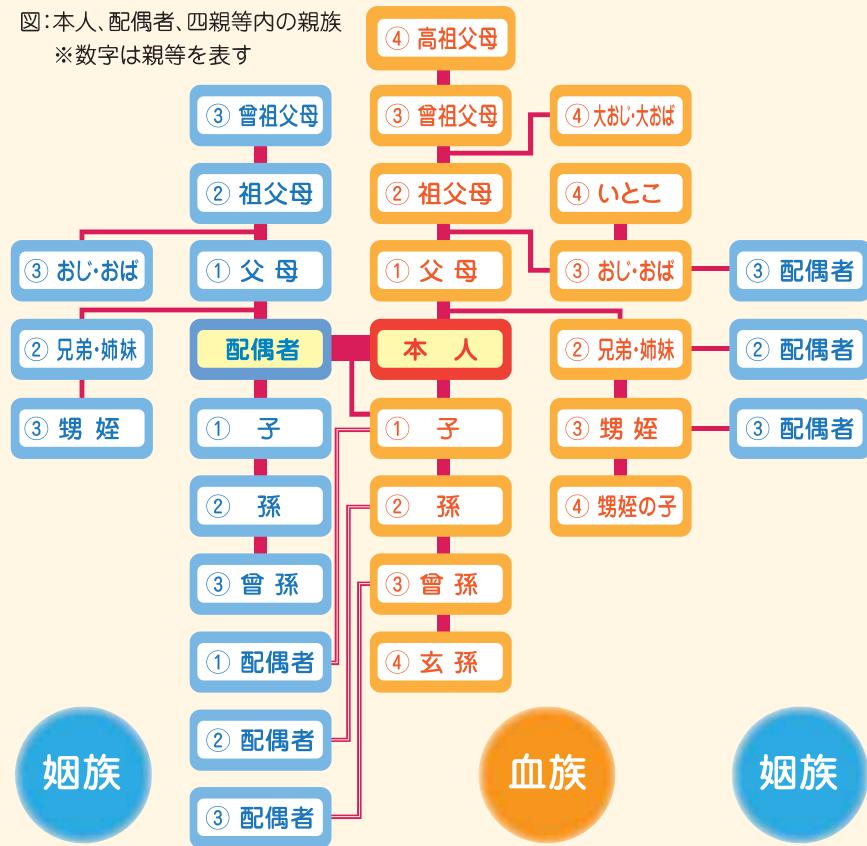
後見人になってほしい人がいる場合は、申立書に後見人候補者として記載します。ただし、最終的に後見人を決めるのは裁判所です。裁判所が候補者について適当でないと判断した場合は、申立て時の候補者は選ばれず、裁判所が選んだ後見人に決定します。

だれ もうしたて にん
誰が申立人になれますか？

(1) 本人、配偶者、四親等内の親族(下図)

図：本人、配偶者、四親等内の親族

※数字は親等を表す



(2)任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人

(家庭裁判所が本人の利益のために特に必要があると認めるときに限り審判可能)

(3) 市町村長、検察官など

〔市長申立て〕

法定後見の審判開始の申立ては、本人、配偶者、四親等内の親族などが行なうことができますが、親族がない、もしくは親族がいるが関与を拒否しており、かつ、本人の判断能力が「後見相当」である場合など一定の要件を満たせば市長が申立てを行う場合がありますので、各区役所保健福祉部保健福祉課までご相談ください。

かくにん ほうていこうけん ご確認ください -法定後見-

成年後見制度の利用をお考えになる前に 成年後見制度は、

認知症や知的・精神障がいなどにより判断する力が低下している方が対象です。

ご本人の障がいが身体的なものだけの場合や、単なる浪費などの場合は、成年後見制度の対象となりません。

申立書類は申立人が作ります。困難な場合は弁護士、司法書士に書類作成を委任することができますが、有料となります。

申立てに必要な手続き費用は、原則として申立人が納めることになります。家庭裁判所の許可があれば、申立費用を本人の負担とすることができますが、書類作成を委任する費用は申立人負担となります。

申立ての際に成年後見人等になってほしい人（候補者）がいる場合でも、必ず候補者が選ばれるとは限りません。家庭裁判所が本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。

いったん申立てをすると、裁判所の許可を得なければ取り下げることができません。例えば申立人が候補者として推薦する方が選ばれそうにないという理由では、原則として申立ての取下げは認められません。

裁判所に申立書を提出してから、成年後見人等が選ばれるまでには、ある程度時間がかかります。（概ね2～3か月が目安です。事案によってはさらに時間がかかる場合があります）

誰を成年後見人等に選任するかという家庭裁判所の判断については、審判後に不服申立をすることがあります。

本人の預貯金等の財産内容などによっては、家庭裁判所から「後見制度支援信託」「後見制度支援預貯金」の利用検討を求められる場合や、成年後見人等を監督する成年後見監督人等が選任されることがあります。

成年後見制度が開始されると、本人の判断能力が回復するか、本人が死亡するまで続きます。申立のきっかけとなった事柄が解決した等の理由や、家庭裁判所が選んだ成年後見人等が気にしないといふ理由では、制度の利用を途中でやめることはできません。

本人名義の財産は、原則本人のためだけに使います。成年後見人等の報酬も本人財産より支出されますが、その余裕がない場合、神戸市では成年後見制度利用支援事業にヒューリカルの助成を受けることができる場合があります。

任意後見制度

任意後見制度は、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活・療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を、公証人の作成する公正証書で結んでおく制度です。実際に本人の判断能力が不十分になったときに、任意後見人が任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと、本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思に従った適切な保護・支援をすることが可能になります。

どのような手続きをすればいいのですか？

任意後見契約の準備

まずは、将来どのように暮らしたいかをしっかりと考えます。
次に、任意後見人になってくれる人を選びます。身近な親族でも専門家でも構いません。あせらずゆっくり慎重に考えることが大切です。任意後見になる人と、どのようなことを依頼するのか等、具体的な内容や報酬を確認します。

任意後見契約・登記

任意後見人になるとともに公証役場（センター）へ行き、任意後見契約を結びます。（病気などの理由で出向くことができない場合は、公証人に出張してもらうことが可能）公正証書の内容は公証人からの依頼（嘱託）により、東京法務局に登記されます。

本人の判断能力が低下してきた場合



開始の手続き

任意後見監督人選任の申立て

本人、配偶者、四親等内の親族または任意後見受任者が、家庭裁判所に任意後見監督人（任意後見人を監督する人）の選任申立てを行います。
※元気なうちから定期的に訪問を行うなど、判断能力の低下に応じて確実に申立てができる体制を整えておくことが大切です。

任意後見監督人の選任

任意後見監督人が選任されると、任意後見契約の効力が発生し、後見が開始されます。

どのくらい費用がかかるのですか？

具体的な費用については、11、12ページをご覧ください。

任意後見制度の特徴

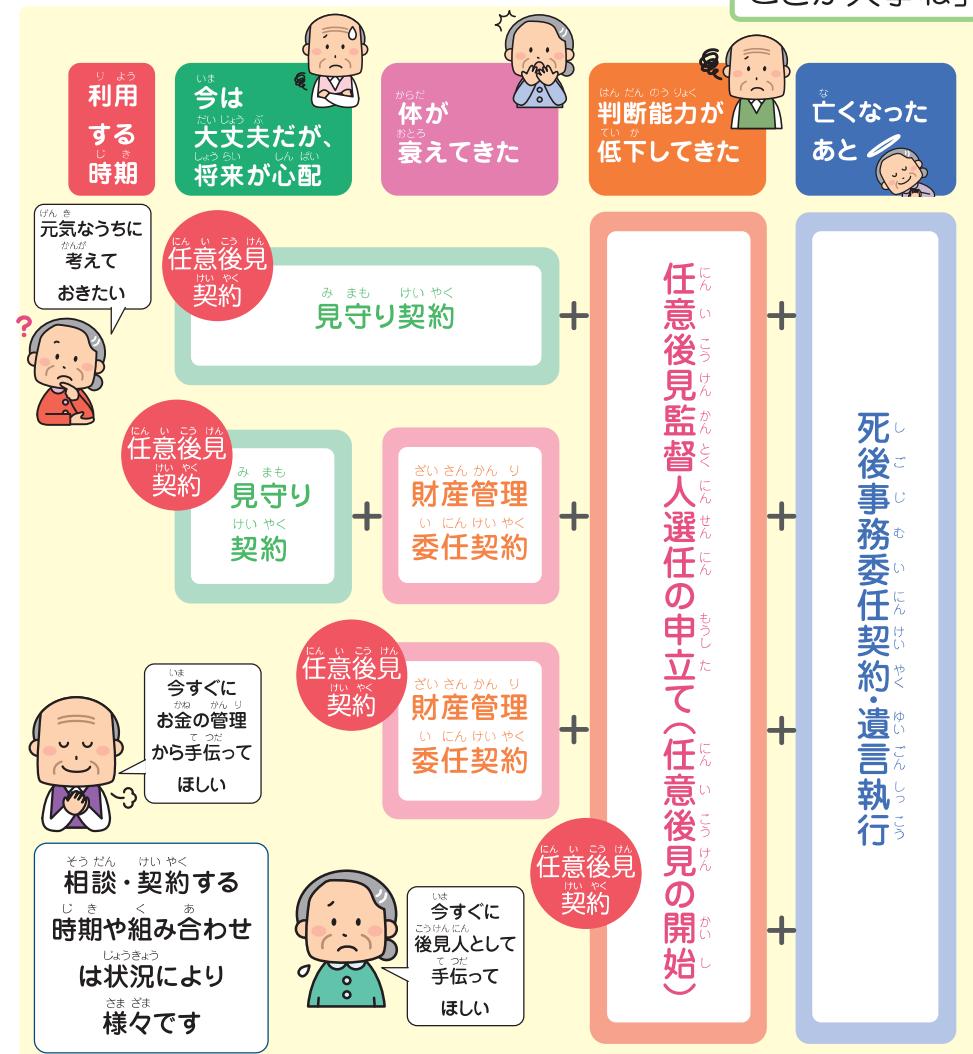
任意後見契約の段階（効力の発生前）では、一旦契約を結んでいてもいつでもやめることができます。
任意後見人には、同意権（取消権）がありません。

任意後見制度等の組み合わせ

任意後見契約を中心として、いろいろな組み合わせで活用することができます。本人の状況に応じた財産管理などの支援が可能になります。
基本的な“組み合わせ”をご紹介します。
この他にも、本人の状況に応じていろいろな組み合わせが考えられます。



③「まず、考える
ことが大事ね」



法定後見等開始の申立て

すでに本人の判断能力が十分でない場合、主治医の診断書を参考に、本人の判断能力のレベルに応じて後見（または保佐・補助）の開始を家庭裁判所に申立て、家庭裁判所が類型に応じて後見人などを選任します。なお、緊急を要する場合は、審判前の保全処分の申立てができます。

費用

申立て費用 約1万円（収入印紙、郵便切手）+診断書料

鑑定費用

医師による鑑定が必要な場合、別途約5～10万円が必要
(補助は原則として鑑定不要)

申立書類を専門職に依頼（弁護士・司法書士に依頼した場合）

約15～30万円（実費を含む）

※弁護士・司法書士費用を立替える制度あり

かかる費用

後見人等の定期的な報酬

約2万円～／月

（職務内容や資産内容により月額約3万円～5万円の場合もある）

報酬額は、職務内容と本人の資産内容に応じて、家庭裁判所が公正な立場から金額を決定。成年後見監督人等がいる場合は、別途監督人の報酬が必要（報酬額は裁判所が決定）

※申立人、申立先は6、7ページを参照

任意後見契約

現在は元気で支障はないが、将来、判断能力が十分でなくなったときのために、今のうちに信頼できる任意後見受任者（将来の後見人）と財産管理・身上保護などの支援内容・方法を決めておき、任意後見契約を必ず公正証書にして結んでおきます。

将来、判断能力が衰えたときに、任意後見監督人が選任され、その監督のもとで任意後見人による支援が始まります。（※任意後見契約の発効については12ページを参照）

任意後見を始める時期を判断するために、通常は見守り契約（12ページ）を併用します。

費用

任意後見契約公正証書作成手数料

約3～4万円（法令に基づく手数料、登記手数料など、内容によって金額が異なる）

報酬

約10万円～（専門家に公正証書の作成完了まで依頼する場合）

※将来、任意後見が発効する場合に必要な費用は、12ページを参照

※見守り契約と財産管理委任契約を併用する場合は、別途その契約費用と月々の報酬が必要です。

ポイント

公正証書は、公証役場（センター）に相談し、作成してもらいます。

将来支援をお願いする契約相手は、信頼する人であれば、親族の方でも専門家でもよいでしょう。



※「費用」については、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職の違いにより、また、依頼する職務内容・範囲・難易度に応じて異なります。本文中に示した金額は、あくまでも一つの「目安」であり、具体的な金額については各専門家と個別にご相談ください。

法定後見をはじめる

任意後見契約の発効(任意後見監督人選任の申立て)

任意後見契約の締結後、本人の判断能力が十分でなくなった場合、任意後見受任者が任意後見監督人選任の申立てを家庭裁判所に行います。家庭裁判所が後見開始が必要と判断し、監督者として任意後見監督人を選任すると任意後見契約の効力が生じ、任意後見人による契約内容に沿った支援が始まります。



費用

申立てにかかる費用

申立て費用 約1万円（収入印紙、郵便切手）+診断書料

鑑定費用

医師による鑑定が必要な場合、別途約5～10万円が必要

申立書類を専門職に依頼（弁護士・司法書士に依頼した場合）

約15～30万円（実費を含む）

かかる費用

任意後見人の定期的な報酬

約3万円～/月 程度

（専門家に依頼した場合）

報酬額について、家庭裁判所は関与しない

任意後見監督人の定期的な報酬

職務内容と本人の資産内容に応じて、家庭裁判所が決定した額

申立て人

本人・配偶者・4親等内の親族・任意後見受任者

申立て先

住民票の住所地ではなく本人の生活の本拠地を管轄する家庭裁判所



見守り契約(任意後見契約と併用)

支援する人が本人と定期的に面談や連絡を行い、本人の生活および健康状態を把握して、任意後見の開始時期を相談したり、判断してもらう契約です。任意後見が始まると見守り契約は終了します。

費用

契約書作成などの費用

約15万円（専門家に任意後見契約書の作成とあわせて依頼した場合）

定期的な報酬

約5千円～/月（専門家に依頼した場合）

ポイント

契約相手は、信頼できる人であれば、親族の方でも専門家でもよいでしょう。



※「費用」については、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職の違いにより、また、依頼する職務内容・範囲・難易度に応じて異なります。本文中に示した金額は、あくまでも一つの「目安」であり、具体的な金額については各専門家と個別にご相談ください。

財産管理委任契約

自分の財産の管理やその他の生活上の事務について、代理権を与える人を選び、具体的な管理内容を決めて委任します。契約内容は、当事者の合意により自由に決める事ができます。大事な契約なので、多くの場合は公正証書にして結びます。また、任意後見契約書の作成とあわせて依頼することが多いです。

費用

契約書作成などの費用

約10万円+公正証書作成手数料

定期的な報酬

約3~5万円/月(専門家に依頼した場合)

ポイント

契約相手は、信頼できる人であれば、親族の方でも専門家でもよいでしょう。
任意後見契約と併用する場合は、同じ人と契約するのがよいでしょう。

死後事務委任契約

本人の死後に発生する病院の清算、葬儀などの事務を本契約により第三者に委任できます。大事な契約なので、多くの場合は公正証書にして結びます。また、任意後見契約書の作成とあわせて依頼することが多いです。

※任意後見人や法定後見人の職務は本人の死亡により終了するので、原則、死後事務は行いません。

費用

契約書作成などの費用

約10万円+公正証書作成手数料

定期的な報酬

詳しくは各専門家にお問い合わせください。

ポイント

契約相手は、信頼できる人であれば、親族の方でも専門家でもよいでしょう。
任意後見契約と併用する場合は、同じ人と契約するのがよいでしょう。

公正証書遺言

遺言執行者を指定し、公正証書遺言を作成します。あの手続きが簡便で確実なものとなります。

費用

公正証書遺言作成手数料

相続財産の価額により計算

遺言書作成などの費用

約10~20万円(専門家に公正証書の作成完了までを依頼する場合)

遺言執行者報酬

詳しくは各専門家にお問い合わせください。

ポイント

公正証書は公証役場(センター)に相談し、作成してもらいます。
遺言執行者は、親族の方でも専門家でもよいでしょう。

※「費用」については、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職の違いにより、また、依頼する職務内容・範囲・難易度に応じて異なります。本文中に示した金額は、あくまでも一つの「目安」であり、具体的な金額については各専門家と個別にご相談ください。

問合せ・相談先のご案内

成年後見制度について(申立てをするところ)

神戸家庭裁判所 後見センター (手続き案内・申立て受付)

☎078-521-5935(直通)

※手続き案内や申立て受付は、原則事前予約制です

管轄：神戸市全域(西区は明石支部でも可)、三木市、三田市

住所：神戸市兵庫区荒田町3-46-1

神戸家庭裁判所 明石支部 ☎078-912-3233

管轄：明石市、神戸市西区(神戸家庭裁判所でも可)

住所：明石市天文町2-2-18



公正証書の作成(任意後見契約・委任契約・遺言など)について

神戸公証センター ☎078-391-1180

(平日9:00~17:00)

住所：神戸市中央区明石町44番地 神戸御幸ビル5階

明石公証役場 ☎078-912-1499

(平日9:00~11:30、13:00~16:00)

住所：明石市本町1-1-32 明石商工会館ビル3階

●担当者1名のため、お待たせする場合があります。まずは電話でご連絡ください。



法制度・相談機関のご紹介

弁護士・司法書士の無料法律相談及び弁護士・司法書士費用の立て替え
(※ご利用には要件があります。)

日本司法支援センター(法テラス)

☎0570-078374(PHS可)

(IP電話からは☎03-6745-5600)

(平日9:00~21:00、土曜日9:00~17:00)

住所：神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13階



日常的な金銭管理や権利擁護の相談

日常生活に支障を感じておられる高齢の方や知的障がい、精神障がいのある方の福祉サービスの利用手続きのお手伝いや日常の金銭管理、重要書類のお預かりなどを行います。

また、権利侵害や財産管理に関する不安や困りごとについてご相談に応じます。

神戸市社会福祉協議会 安心サポートセンター

☎078-271-3740

(平日9:00～12:00 13:00～17:00)

住所：神戸市中央区磯上通3-1-32

こうべ市民福祉交流センター4階



介護保険の利用、高齢者虐待への対応、成年後見制度の利用支援などについて

地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）

※お近くのセンターの所在地については、各区役所保健福祉部保健福祉課にお問合せください。

障がいのある方の地域での生活支援について

障害者相談支援センター

※お近くのセンターの所在地については各区役所保健福祉部保健福祉課にお問合せください。

市長申立ての相談

各区役所の保健福祉部保健福祉課

成年後見人などの候補者の紹介や、その他申立てに関する相談

「法定後見制度」を利用する際の申立書類の作成は、弁護士・司法書士に依頼できます。また、「後見人になってほしい」という相談にも対応するほか、高齢者や障がいのある方の法的なトラブルに対する相談にも対応しています。

兵庫県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「たんぽぽ」

※弁護士の団体です

☎078-341-0550 (予約専用 平日10:00～12:00 13:00～16:30)

※来館・出張相談のための予約電話です

住所：神戸市中央区橋通1-4-3 兵庫県弁護士会館内



公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部

※司法書士の団体です

☎078-341-8699 (相談専用 平日13:00～16:00)

住所：神戸市中央区楠町2-2-3 兵庫県司法書士会館内



以下の団体では、成年後見制度の相談窓口を設け、「後見人になってほしい」「手続きのサポートをしてほしい」などのご相談に対応しています。

一般社団法人 兵庫県社会福祉士会 権利擁護センター「ぱあとなあ兵庫」

※社会福祉士の団体です

☎078-222-8107 (平日10:00～16:00)

FAX. 078-265-1340

住所：神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター5階



一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター兵庫県支部

※行政書士の団体です

☎078-361-5363 (平日13:00～15:00)

住所：神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13階



兵庫県社会保険労務士会 兵庫社労士成年後見センター

※社会保険労務士の団体です

☎078-360-4864 (平日9:00～17:00)

住所：神戸市中央区下山手通7-10-4



近畿税理士会 成年後見支援センター

※税理士の団体です

☎0120-40-7373 (水曜 10:00～12:00 13:00～16:00)

住所：大阪市中央区谷町1-5-4 近畿税理士会館2階



こうべしせいねんこうけんしえんせんたー
神戸市成年後見支援センターとは…

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分になり、ご自分で契約や財産管理などをするのが困難になった方の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせるように「成年後見制度」の利用を必要とする人やその家族、支援者や関係機関からの相談に応じます。

そうだんいん
相談員による相談 無料

電話や窓口で、成年後見制度に関する相談をお受けします。

成年後見制度を利用するための手続きや申立てに関するアドバイスを行います。

★ 月曜日から金曜日

(祝日および年末年始はお休みになります。)

★ 午前9時から午後5時まで

せんもんしょく
専門職による相談(予約制) 無料

事前に予約が必要です。

弁護士・司法書士・社会福祉士が権利擁護・成年後見制度に関する相談をお受けします。

★ 弁護士・社会福祉士による相談

第1・3火曜 午後1時半～4時半

(祝日および年末年始はお休みになります。)

★ 司法書士・社会福祉士による相談

第2・4火曜 午後1時半～4時半

(祝日および年末年始はお休みになります。)

そうだんせんようでんわ
相談専用電話

お困りのときは、一人で悩まず、まずはお電話を。

♪ 078-271-5321

FAX 078-200-5329

